

楽学宅建 過去問ドリル 3訂版

【法改正・正誤のお知らせ】

平成22年6月9日

住宅新報社

法律・資格図書編集部

TEL 03-3504-0361

【法改正】上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

頁・位置	改正前	改正後
p 573 解説 肢1	1 譲渡資産とされる家屋について、その譲渡に係る対価の額 <u>の制限はない</u> 。誤り。	1 譲渡資産とされる家屋については、その譲渡に係る対価の額が <u>2億円以下であることが適用要件とされている</u> 。誤り。
p 579 問題文 3行目 ～5行目	～選択を可能とする措置」及び「 <u>住宅取得等資金の贈与に限り相続時精算課税の特別控除（2,500万円）に加え、1,000万円の住宅資金特別控除が認められる措置</u> 」)に関する次の記述のうち、～	～選択を可能とする措置」)に関する次の記述のうち、～
p 580 問題文 3行目 ～5行目	～選択を可能とする措置」及び「 <u>住宅取得等資金の贈与に限り相続時精算課税の特別控除（2,500万円）に加え、1,000万円の住宅資金特別控除が認められる措置</u> 」)に関する次の記述のうち、～	～選択を可能とする措置」)に関する次の記述のうち、～

頁・位置	改正前	改正後
p 5 4 5 問題の肢 2 解説の肢 2	指定区域	形質変更時要届出区域
p 5 5 2 問題の肢 2	指定区域	形質変更時要届出区域